

目次

C IV -CR-1★告訴状20200526.....	2
C IV -CR-2★証拠20200605.....	4
C IV -CR-3★3号証.....	5

告訴状CIV

令和2年6月8日

群馬県警沼田警察署 御中

告訴人

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告訴人

ヤマト運輸・群馬水上センター(TEL027-265-7719)・イリサワユウイチに対し住居侵入罪と脅迫罪

告訴の趣旨

被告訴人の以下の所為は、後述の各罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め告訴いたします。

(前提) 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です

本件を含め、付属の恣意性一覧表に記載の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、当り前のことを認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に拡がった、私へ社会的村八分の輪の通称であり、概要は被害届2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私を常時監視しており、パスワードから全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の実在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の相互関連性を総合すれば、包囲網としての組織力の誇示と庇い合いであることは明らかです。

したがって厳密には、全告訴状の全告訴事実が実態的な一連行為ですから、一告訴状に統合したいところですが、膨大で実務的でないため、このように各告訴状に分けております。

告訴事実1 イリサワユウイチの留守宅内侵入(1, 2, 3号証)

20200503 16:30頃、ヤマト運輸・群馬水上センター・イリサワユウイチは、職務上の請求書(1号証)の配達を装って、私の留守宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)を訪れ、声掛けしても返事が無いのを確認したうえで、脅迫の意図を持って、無断で、無施錠の引戸式の玄関扉(2号証)を開けて土間に侵入し、居間の縁端に、当該請求書を置き去りました。

これは、①今迄は屋外の郵便ポストに配達していたこと、②留守宅立入りが正規の取扱であるはずが無いこと、③玄関扉には両方とも「立入禁止」と目の高さに大きく書いてあったことなどから、必然性や正当性が無く、尋常でない、稀有な選択行動ですから、包囲網としての住居侵入の模倣による一連の組織力の誇示に相違ありません。

イリサワユウイチに対し、住居侵入罪 (刑法第百三十条)

今井豊(イリサワ)

「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」

告訴事実1により、イリサワユウイチは、正当性の無い、私の留守宅内侵入を行いました。

イリサワユウイチに対し、脅迫罪（刑法第二百二十二条）

「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」

上記の住居侵入罪は脅迫目的（牽連犯）であり、これを無言の脅迫とする根拠は、

第一に、既述の①から③の通り、必然性も正当性も無いことが自明な点であり、また、誰でも（不特定の者）往訪は可能ですから公然たる、露骨な自律権の侵害です。

第二に、行為の性質であり、「留守中の無防備を突いた行為」である点こそが、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるのだぞ」という、常時監視による威力を暗示しており、また、害意の対象を絞らせないことで、疑心暗鬼に陥れ、恐怖を煽っております。

また、請求書を置き去りにした点は、行為のアピールと言えます。

告訴状Cのサイトウ郵便局員の居眠り中の屋内侵入や、告訴状D I の石井恵子の三度の留守宅内侵入との相互関連性ないし模倣性に注目願います。

第三に、蓋然性として、脅迫としか説明が付かないことです。

既述の①から③の通り、必然性も正当性も無い稀有な選択行動と言え、蓋然性として、何らかの害意によるものとしか説明が付きません。

以上のように、行為の性質や類型的一貫性ないし過去の事件との相互関連性を確率的・合理的に総合すれば、蓋然性として、包囲網として皆で共謀して、住居侵入によって上記の意図を繰り返し表示して見せることによる、私への組織力の誇示に相違有りません。

また、組織力を誇示する目的を考えれば、私へ無言の威力脅迫の害意に相違有りません。

以上から、イリサワユウイチは包囲網として事前に共謀して、ヤマト運輸の配達員の職務を装って、その職権を濫用して、私への脅迫の意図を持って、留守宅内に請求書を置き去りにして見せるという住居侵入の模倣によって、上記の気勢を表示し、もって、私の生命ないし自由ないし名誉ないし財産への害意の無言の威力脅迫を行ない、自律権を侵害し、私を恐怖させたので、脅迫罪です。

例えば、飲食物に毒を入れられるかもしれないし（生命）、他事件の証拠を隠滅されるかもしれないし（財産）、そんな状況ではうかうか出歩けません（自由）。

損害状況 上記の通り、何をされるかわからない状況は、当り前に恐怖です。

挙証方法 証拠説明書の1から4の全号証

附属書類 証拠説明書と全書証と被害届2018と恣意性一覧表

以上

告訴C IV証拠説明書 20200605

番号	標目	媒体等	立証趣旨
1号書証	ヤマト運輸の 20200430付け請求 書	ヤマト運輸 が作成 コピー 20200605	立証すべきは、 <u>私の留守宅内に、この請求書を置き去ったことです。</u> 内容は、過去1ヵ月間の配達料金の明細表です。
2号証	私宅の玄関扉の映 像	USBメモリー 20200605 私が作成	立証すべきは、 <u>「立入禁止」と目の高さに大きく書いてあったことです。</u> 20200601沼田警察署が撮影済。 ①今迄は屋外の郵便ポストに配達していたこと、②留守宅立入りが正規の取扱であるはずが無いこと、③玄関扉には両方とも「立入禁止」と目の高さに大きく表示してあったことなどから、必然性や正当性が無く、尋常でない、稀有な選択行動です。 なお表示したのは2017年月5頃です。
3号書証	20200504 11:38イリ サワユウイチから の通話の録音の反 訳書	プリント原本 20200605 私が作成	立証すべきは、 <u>本人の弁です。</u> 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)への通話です。 私の留守宅内侵入の <u>翌日</u> の通話です。 20200503 16:30頃に置いたと言っており、宅内侵入の理由を訊ねているのに、ひたすら謝るばかりで埒が開きません。
4号書証	村八分の通告が自 由と名誉への脅迫 (判例の摘示)	コピー 20190210 私が作成	直接的に立証すべき事実は、有りません。 大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判の抜粋です。 村八分の通告が、自由と名誉への脅迫に当るとしております。 本件は、 <u>村八分の無言の実行行為だと思います。</u>

告訴CIV-3号書証

20200605 今井豊

20200504 11:38 イリサワユウイチから私の携帯(受信場所は群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1の私の自宅)への通話の録音の反訳書

(イリサワ) ヤマト運輸のイリサワと申しますけれども、

(私) はい、お世話になります、

(イリサワ) あ、すいません、あの、ご請求書の件で、あの、昨日ですね、あの、私が置かせていただいてしまったもので、ちょっと、ちょっと、ええ、お詫び申し上げましょうかと思いましてお電話差し上げたんですけれども、

(私) ええ、あのう、何時頃、置いてったんですか?

(イリサワ) はい、あ、ええと、お伺いしたのがですね、ええと、4時、4時半ぐらいだったと思うんですけども、

(私) そうですよね? 夕方ですよね?

(イリサワ) そうです、申し訳ございません、ええ、すいませんでした、

(私) あ、いいえ、あのう、通常ですね、あの、ポストに入れてあると思うんですけども?

(イリサワ) はい、ポスト?

(私) ええ、あのう、直接、家ん中に置いてっていただいたのは、あまり記憶に無いんですけど?

(イリサワ) ああ、そうでしたか? たいへん申し訳無かったです。あ、ポストでよろしかったですか?

(私) いや、普通はポストに入れる物なんじゃないですか?

(イリサワ) あ、はい、すいません、申し訳ございました、

(私) いやいや、その、謝っていただいてもですね、あのう、蓋然性が無いんですけど? おっしゃってこと、やってることの、

(イリサワ) あ、どういうことでしょうか?

(私) 普通やらないことをやってますよね?

(イリサワ) あ、すいません、

(私) や、すいませんて、謝って済む問題じゃないから言ってるんです?

(イリサワ) はい、

(私) 普通やらないことをやるってことは、特別な意図が有る、意味、意味するわけですね?

(イリサワ) あ、特別ちょっと、はい、意味は無かったんですけど、すいません、

(私) 意味無いはず無いでしょう? 普通やないことには特別な意味が有るんですよ?

(イリサワ) あ、申し訳無かったです、

(私) や、申し訳無いじゃないんだよ、謝って済む問題じゃないつってるでしょ?

(イリサワ) あ、ええと、

(私) 何の意図が有ってやったんだと言ってるんですよ?

(イリサワ) あ、い、意図ですか?

(私) 無いはずが無いだろ?

告訴CIV-3号書証

(イリサワ) はい、

(私) 普通の行為じゃないんだから、立入禁止って、両方に書いてありますよね? 大きく。
それが、気が付かないはずが無いでしょう?

(イリサワ) ああ、はい、はい、はい、

(私) 何の意図で、わざわざ留守宅に立ち入ったんですか?

(イリサワ) あ、申し訳ございません、

(私) 申し訳ございませんじゃねえよ、何の意図だつってんだよ?

(イリサワ) あのう、直接、お渡ししたほうがいいんかなと思って、お声掛けして、

(私) や、何でだよ? 留守宅に入るっつうことは、それだけで自治権侵害じゃないか? 自律権の侵害だろ? そんなことがわからないのか? お前んとこの取扱、どうなってんだ?
通常、留守宅に置いてもいいことなんってんのか?

(イリサワ) は、はい、おっしゃる通りです、すいません、

(私) 何で普通と違うことをやったんですか? 私や、住居侵入罪を訴えていますよ? 今、

(イリサワ) はい、

(私) なぜ、なぜ、普通と違うことをしたんですか? 取扱から逸脱してまで。 そうお訊ねしてるんですけども?

(イリサワ) わかりました、

(私) いや、わかりましたって、あの、イリサワさんだという名前はわかりましたけども、

(イリサワ) はい、

(私) できましたら、フルネームを教えていただきたいんですが?

(イリサワ) イリサワユウイチです、

(私) ユウイチさん、はい、わかりました、声は荒げたくはないんですが、他、他の人達が住居侵入を繰り返してゐるのを、それを模倣してゐるというのも、もう解り切つてゐるんで、つい、声を荒げております、

(イリサワ) も、もう一度お願ひします? 他の者が何ですか?

(私) いや、他の業者がね、他の業者とか村人が、住居侵入を繰り返してゐるわけですよ? 貴方はそれを模倣して脅迫してゐるわけですよ?

(イリサワ) え? えと、模倣してな、何でしよう? 模倣して、もう一度お願ひします?

(私) 模倣して脅迫してゐるわけなんですか? それが貴方の真意ですか?

(イリサワ) え? あ、すいません、ちょっと、すいません、知識が無いもんで、あの、もほ、模倣して何? その後の言葉がちょっと、

(私) 模倣して脅迫してゐる、

(イリサワ) 脅迫? 模倣して脅迫?

(私) まあ、威力脅迫ですね? はい、

(イリサワ) ええ、脅迫?

(私) 他の人達がやってることを知つてゐるが故に、それを意図的に模倣して、組織の威力を示してゐるわけですね?

(イリサワ) 組織?

告訴CIV-3号書証

(私) ええ、貴方がたの、

(イリサワ) はい、はい、あの、もう少し、もう少し、ちょっと、噛み砕いて教えていただいていいですか？ すいません、

(私) いや、それを貴方は、自分の胸に訊けよってゆう世界なんで、そんなに噛み砕く必要は無いんですけど？

(イリサワ) ああ、すいません、は、はい、すいませんでした、

(私) あの、(苦笑)いやいや、あの、そうゆう、こうゆう言い方になるのは、確信してるからです、貴方のやったことを。100%確信してるからです、犯罪だと。

(イリサワ) ああ、ああ、はい、はい、あのう、ええと、ふほ、不法侵入ってゆうあれですかね？

(私) まあそうですね、あの、住居侵入罪です、

(イリサワ) ああ、はい、すいません、

(私) (苦笑)いやいや、すいませんてそこで謝る問題じゃない、違うと頑張んなきや駄目じやないんですか？

(イリサワ) あ、ち、違う？

(私) 当り前に否定しないと、(苦笑)そこで、はい、すいません、じやないでしょ？

(イリサワ) はい、でも私、入ってしまったのはちょっと、確かなんで、

(私) そうですね、ううん、

(イリサワ) そこはそうなんです、すいません、はい、

(私) あの、普通ね、あの、たぶん、あの、何度か私ん家には来ていただいてると思うんですが、今迄はポストに入れてらっしゃいますよね？

(イリサワ) あ？ すいません、ちょっと、申し訳無いです、私、初めてだったもんで、申し訳無かったです、本当に、あの、

(私) あ、なんですか？

(イリサワ) 私、お届けするのはちょっと、初めてでして、ええ、申し訳無いです、

(私) はあ、初めてだったとしてもその、業務が初めてってことじやないんでしょ？

(イリサワ) あ、ぎょ、業務が初めてじやないですね、はい、すいません、

(私) あの、例えば、留守宅に入って物を気軽に置いて行ったりすれば、当然あの、物が無くなったとか言われて、色んなトラブルにもなりますよね？ そうゆう心配が有るのに何故やるのか？ とゆうところが極めて不審なんです？

(イリサワ) ああ、はい、はい、おっしゃる通り、

(私) まあそうゆうあの、物取りの懸念が通常有るんだけども、私が訴えてるのはそうゆうことではありませんけども、そうゆうことではありませんけども、とにかくまあ、普通やらない行為ですね？ とゆうことを申し上げております、

(イリサワ) ああ、おっしゃる通りです、すいません、わかりました、

(私) まあ、そうゆうことなんですが、名前も正直におっしゃっていただいたんで、ちょっと考えますけども、私としてはその、意図そのものは、もう全く、確信を持ってます。

(イリサワ) はい、

告訴CIV-3号書証

(私) だから他の問題、今、告訴して居る業者なり、人達と合せて、どうしようかなとゆうのを、ちょっと考えさせていただきます、

(イリサワ) はい、

(私) イリサワさんに、あの、害意は有りませんけども、ま、そちらは有る、元々有るんでしょうけども？ ええ、私は決してイリサワさんに害意は有りませんけども、どうするかわかりません。 本当に告訴するかもしませんよ？ ええ。すいません、そうゆうことで、

(イリサワ) はい、申し訳無かったです、わかりました、

(私) いえいえ、すぐお電話いただいたのは、良かったと思います。ありがとうございます。

(イリサワ) いえとんでもございません、以後気を付けます、申し訳無かったです、

(私) あ、はい、あの、今後当然あの、留守宅には入れないようにお願いします、ポストで、はい、お願いします、

(イリサワ) はい、わかりました、すいません、あの、ちょっとこのまま、あの、あれで、お話聞きたいんですけど？ もし、配達が有った場合って、どうしたらいいんですかね？

(私) 配達？ ああ、配達は、あ、荷物ですか？

(イリサワ) あの、もしお荷物が有った時はあれですか？ ええと、普通にあの、玄関からでいいんですか？ 玄関じゃなくですか？

(私) はい？ あの、

(イリサワ) あ、普通にインターホン鳴らしていただいて、不在だったら不在票で普通に、よろしいってことですかね？

(私) ええ、私あの、集配頼んだことは一度も無いんで、

(イリサワ) あ、本当ですか？ すいません、

(私) 必ず自分で持ち込む人間なんで、そうゆう話ですか？

(イリサワ) あ？ そ、そろそろ、ちょっとあの、ちょっとまだ全然、自分で、わからなかつたもので、はい、あ、いつも持ち込んでいただいているんですね？

(私) ええ、あの、はい、

(イリサワ) わかりました、はい、

(私) 一度も引き取り、引き取りお願いしたこと無いんです、

(イリサワ) あ、わかりました、すいませんでした、

(私) はい、ではそうゆうことで、宜しくお願いします、

(イリサワ) はい、申し訳ございませんでした、宜しくお願い致します、

以上